

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(1)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (1) 被保険者の利便性の確保		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。
中長期計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。
主な評価指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績> 森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、新たに設置した森林保険センターに「保険引受課」「保険審査課」を設けるとともに、専門性の向上等のため損害保険会社や森林組合系統からの出向者を採用するなど必要な人材を配置した。また、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター森林保険業務の委託に関する規程」（平成27年4月1日付）を制定し、当規程に則して引受等の業務に必要な委託契約を森林国営保険事業の事務を行ってきた森林組合系統等と締結することにより全国に森林保険の申込等の窓口を確保するなど、業務実施体制を整備した。さらに、都道府県森林組合連合会を対象とした「森林保険推進戦略ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、森林所有者の利便性の向上に向けた課題を把握するとともに、委託先に出向き委託事務に関する指導等を行った。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p><自己評価> 森林総合研究所として、森林保険契約の引受や保険金の支払い等について被保険者の利便性を低下させない業務実施体制を整備し、円滑に事務を執行したことから「B」とした。</p> <p><課題と対応> 被保険者の利便性の向上につながる取り組みの継続的な実施が必要である。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B (見込評価)</p> <p><評定に至った理由> ・森林保険業務は平成27年4月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、森林保険業務の実施に関し、森林総合研究所に森林保険センターを設置し、森林組合系統や損害保険会社等から必要な人材を確保して配置するとともに、全国に森林保険契約の引受け等に係る窓口を整備したこと等により、従来の国での事業実施時と比べて、被保険者の利便性の低下を招くことのない体制を整備し、円滑な事務の執行に努めていること及び利便性の向上に向けた課題の把握等に努めていることについては評価できる。</p> <p><今後の課題> ・被保険者の利便性の向上につながる取り組みの継続的な実施が必要である。</p>

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

森林保険業務の実施に関し、森林総合研究所に森林保険センターを設置し、森林組合系統や損害保険会社等から必要な人材を確保して配置するとともに、全国に森林保険契約の引受け等に係る窓口を整備したこと等により、従来の国での事業実施時とを比べて、被保険者の利便性の低下を招くことのない体制を整備し、円滑に事務を執行したこと及び利便性の向上に向けた課題等を把握した。

以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(2)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (2) 加入促進		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林保険の加入促進を図る。	
中長期計画	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。	
主な評価指標等	—	
法人の業務実績等・自己評価	—	
業務実績	<p>< 主要な業務実績 > 関係諸機関と連携し、森林保険についての森林所有者の理解を深め、利用が広がるように全国の自治体や森林組合系統等にポスター（約1万枚）、チラシ（約10万枚）、パンフレット（約10万枚）を配布・設置した。さらに林業関係団体が発行する機関誌への記事の掲載、森林保険の最新情報を発信するためホームページの逐次更新や広報誌の発行等広報活動を行い制度の普及を図った。 都道府県森林組合連合会を対象とした森林保険推進戦略ブロック会議等を通じ、森林所有者の利便性の向上に向けた課題等を把握するとともに加入促進に必要な取組を重点的取組として整理し、これに沿って活動を行った。更に迅速な保険金の支払いを行うため、損害調査を担う有資格者を増員することを狙いとして、業務講習会を全国9カ所で実施したほか、森林保険業務経験の少ない森林組合系統職員を対象とした初任者講習会を開催するなど、業務委託先の事務担当職員の能力向上を図った。加えて、森林保険センターの幹部が都道府県森林組合連合会や都道府県に推進活動の協力要請を行い、また林業関係団体・森林を所有している民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うなど、森林保険の加入促進を図った。</p>	
自己評価	<p>評定 B</p> <p>< 自己評価 > 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけ等、森林保険の加入促進を図る取り組みを行ったことから「B」とした。</p> <p>< 課題と対応 > 効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施を行うため組織・体制の見直しが必要である。</p>	
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p>< 評定に至った理由 > ・森林保険業務は平成27年4月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに業務委託先の事務担当職員への指導の強化等により、森林所有者、林業関係団体・民間企業への働きかけ等を積極的に実施する予定であることについては評価できる。</p> <p>< 今後の課題 ></p>	(見込評価)

・効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施が必要である。

<国立研究開発法人審議会の意見>

・加入促進活動の方向性の明確化を検討する中で、造林面積の地域的偏在が著しいことから造林面積が多い道県や関係団体等と連携した重点的加入促進を検討いただきたい（2013年度の造林面積1.3万haのうち、北海道、宮崎、大分、熊本が69%）。

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

- ・各種媒体を用いた広報活動による制度の普及を実施した。
 - ・加入促進に関する課題の把握を行った上で、重点的取組を整理し、これに沿って活動を行った。
 - ・森林所有者への効果的な働きかけ等に資する、業務委託先の事務担当職員への指導の強化等に取り組んだ。
 - ・林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した。
- 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。</p> <p>ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。</p> <p>エ 情報開示 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。</p>
中長期計画	<p>ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。</p> <p>ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。</p> <p>エ 情報開示 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。</p>
主な評価指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	<p>業務実績</p> <p><主要な業務実績></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設け、森林保険業務の適正な運営を確保する体制を整備。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」（平成27年4月1日付け）を制定するとともに、3名の外部有識者を含む委員会を設置し、委員会を2回（6月及び12月）開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況等について専門的な知見から点検を実施した。</p> <p>ウ 「金融業務」を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。 また、職員の自己啓発に対する意識の向上を図り、業務に有効な各種資格の取得を推進するため「森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」（平成27年4月1日付け）を制定した。</p>

	エ 情報公開制度に基づき、森林保険センター内に情報公開窓口を開設した。また、森林保険センターのホームページを開設し、森林保険の概要や業務に関する諸規程等を掲載した。また、財務状況等の法定公開情報についても適宜掲載することとしている。	
自己評価	評価	B
	<p><自己評価></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設けた。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため内部規程を制定し、3名の外部有識者を含む委員会において、リスク管理状況等を専門的に点検した。</p> <p>ウ 職員研修計画の実行や資格取得の支援策により職員の能力向上を推進した。</p> <p>エ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めた。また、森林保険勘定の財務状況等の法定公開情報についても適宜ホームページに掲載することとしている。</p> <p>これらのことから、「B」とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後も引き続き、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化に努める必要がある。</p> <p>また、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、情報公開の充実を図っていく必要がある。</p>	
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	<p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険業務は平成27年4月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、以下については評価できる。 ① 業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置したこと。 ② 森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置したこと、同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的に点検を進める予定であること。 ③ 金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上を図る予定であること。 ④ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示する予定であること。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理に係る点検結果の業務への反映等の取組の継続的な実施が必要である。 	
	(期間実績評価)	
	評価	B
	<p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置した。 ・森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置するとともに、同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的な知見から点検実施した。 ・金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上に取り組んだ。 ・情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示することとしている。 <p>以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。</p>	
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(4)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (4) 研究開発との連携		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	研究開発との連携を図り森林保険業務の高度化等の取組を推進する。		
中長期計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。		
主な評価指標等	—		
法人の業務実績等・自己評価	—		
業務実績	<主要な業務実績> 森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門と連携し、森林の気象災害等に関する専門的知識を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、5年間の「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」の実施基本計画を作成した。さらに、この取組を進めるに当たって共同で実施する事業について、研究者からリスク評価や調査手法に係るアドバイス等を得たほか、今後更に取組を進めるにあたり、どのような連携・協力が可能か検討を行った。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠>	5年間の研究実施基本計画を策定したほか、専門的知識を活用した更なる森林保険業務の高度化に向けた連携の基盤を作ったことから、「B」とした。	
	<課題と対応>	今後も研究部門や専門的知識を保険業務に活用する具体的な方法を検討する必要があるため、研究部門との連携の継続が必要である。	
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由>	・森林保険業務は平成27年4月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、今後、森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門との連携等を通じて、森林保険業務の高度化等の取組を推進する予定であることについては評価できる。	
	<今後の課題>	・森林総合研究所の研究部門との連携した取組の継続的な実施が必要である。	
		(期間実績評価)	
	評定	B	
	<評定に至った理由>	・気象災害等に係る研究開発部門と連携し、業務の高度化を図るための森林気象害リスク評価手法に関する研究の実施基本計画を作成している。以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 ア 事業の重点化の推進		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0416 平成25年度 0180 平成26年度 0167 平成27年度 0200 平成28年度 0211

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度地等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新規契約件数（件）	重点化率 100%	40	110	21	247	162	225	予算額（千円）	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
うち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所		40	110	21	247	162	225	決算額（千円）	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
新規契約面積（ha）	重点化率 100%	392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
うち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所		392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	行政サービス実施コスト（千円）	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	347	347	347	347	347

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所に限定する。
中長期計画	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。
主な評価指標等	<主な定量的指標> <その他の指標> 新規契約件数及び面積のうち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所での実施率（重点化率） <評価の視点> 特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所において新規契約を締結したもののか
法人の業務実績等・自己評価	

業務実績	<p><主要な業務実績> 中期目標期間内の新規契約については、全て2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定して行った（平成23年度から平成27年度の実績：765件、11,162ha）。 このことを確保するため、分収造林契約の要望者に対して、重要流域等に限定していることについて説明を行うとともに、契約予定地について、図面等での確認や自治体への聞き取りを行ったうえで、要件に該当することを現地で確認することにより新規契約を締結した。</p>
自己評価	<p>評価 B</p> <p><自己評価> 中長期計画期間内の新規契約は、全て重要流域等において締結した。このため、事業の重点化の実施について、計画の内容を達成したことから「B」評価とした。</p> <p><課題と対応> 引き続き、事業の重点化を図る必要がある。</p>
主務大臣による評価	(見込評価)
	<p>評価 B</p>
	<p><評価に至った理由> ・中期計画期間内の全ての新規契約は、重要流域等の区域内に限定して契約が締結され、事業の重点化が図られる見込みとなっていることは評価できる。</p> <p><今後の課題> ・引き続き、水源涵養機能の強化を図る観点から、事業の重点化に考慮して実施箇所を選定する必要がある。</p> <p><国立研究開発法人審議会の意見> ・引き続き、新規契約箇所については、造林木の適地であることや施業の効果を判断して、実施箇所を選定することが重要である。</p>
	(期間実績評価)
	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> ・中期計画期間内の全ての新規契約は、重要流域等の区域内に限定して契約を締結し、事業の重点化に取り組んだ。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0416 平成 25 年度 0180 平成 26 年度 0167 平成 27 年度 0200 平成 28 年度 0211

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
新規契約件数（件）	施業方法の限定化率100%	40	110	21	247	162	225	予算額（千円）	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
うち、長伐期等の施業に限定		40	110	21	247	162	225	決算額（千円）	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
新規契約面積（ha）	施業方法の限定化率100%	392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
うち、長伐期等の施業に限定		392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	行政サービス実施コスト（千円）	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	347	347	347	347	347
長伐期等の施業への契約変更件数（件）		750	710	610	581	493	632						
長伐期等の施業への契約変更面積（ha）		28,914	24,149	23,134	20,800	20,299	23,241						
新植・保育等施業件数（件）	期中評価結果を踏まえたアクションの活用	6,035	6,557	6,705	7,194	5,216	4,703						

	用率 100%																		
うち、チェックシートを活用		3,771	6,557	6,705	7,194	5,216	4,703												
達成率			100%	100%	100%	100%	100%												
搬出間伐実施面積 (ha)		2,733	9,262	6,692	10,349	4,480	4,489												
列状間伐実施面積 (ha)		354	965	272	427	794	949												
丸太組路線数		195	358	326	371	205	124												
ふとんかご工路線数			44	37	57	43	13												
丸太組工法での間伐材等使用量 (m ³)		18,924	30,203	28,996	34,193	15,660	7,854												
技術検討会の開催 (回) (計画値)	毎年 24 以上		24	24	24	24	24												
技術検討会の開催 (回) (実績値)		29	24	24	24	24	24												
達成率			100%	100%	100%	100%	100%												
研究部門と連携した取組を行った整備局数		6	6	6	6	6	6												
森林整備推進協定数 (件)		30	41	50	54	62	65												

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。 また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。</p> <p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p> <p>(エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。</p>
中長期計画	<p>a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進 ① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。</p> <p>d 森林整備技術の高度化 ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を</p>

	<p>通じて高度化を推進する。</p> <p>② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。</p> <p>③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。</p>
<p>主な評価指標等</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>a 公益的機能の高度発揮：新規契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合（施業方法の限定化率）、長伐期施業等への契約変更件数及び面積</p> <p>b 期中評価の反映：新植・保育等施業件数のうち、期中評価結果を踏まえたチェックシートを活用した割合（チェックシート活用率）</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進：搬出間伐・列状間伐実施面積、丸太組路線数・ふとんかご工路線数、丸太組工法での間伐材等使用量</p> <p>d 森林整備技術の高度化：技術検討会の開催回数、研究開発部門と連携した取組を行った整備局数、森林整備推進協定数</p> <p><評価の視点></p> <p>a 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約とするものか、既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進するものか</p> <p>b 期中評価結果を確実に反映させるものか</p> <p>c 搬出間伐及び路網整備について、木材利用を推進するものか</p> <p>d 森林整備の高度化が着実に進展しているか</p> <p>※ 契約変更件数については、契約相手方の意向により、また、搬出間伐等については、林分状況や地形・地質状況などの個別条件によって適用の可否が判断されることから、「2. 主要な経年データ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」においては、実績値のみを掲上。</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>a 公益的機能の高度発揮</p> <p>(1) 中期目標期間内の新規契約は、全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結した（平成23年度から平成27年度の実績：765件、11,162ha）。</p> <p>(2) 既契約分については、より公益的機能の高度発揮を図る観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期化、複層林化を推進した。具体的には契約期間の延長等の契約変更手続について契約相手方に丁寧に説明し、同意が得られた箇所から変更契約を締結した（平成23年度から平成27年度の実績：3,026件、111,623ha）。</p> <p>b 期中評価の反映</p> <p>水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実に早期に事業に反映させるため、これまでの期中評価の指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実実施計画書について、その内容が指摘事項に対応しているかを審査することにより、期中評価結果を事業に反映させた（平成23年度から平成27年度の実績：30,375件、チェックシート活用率100%）。</p> <p>下刈については、中期目標期間内の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積から、造林木の生長や下刈対象物の状況により下刈の必要性がない箇所を除いた箇所について事業を実施しており、コスト縮減に活用した（平成23年度から平成27年度の実績：事業対象箇所全国約9千件、対象面積約10万2千ha、下刈の必要性がない箇所等の面積約3万1千ha、事業実施面積約7万1千ha）。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>(1) 搬出間伐の実施に当たっては、一定の搬出量を確保することを定めた内部規程に基づき実施した（平成23年度から平成27年度の実績：35,273ha）。また、このうち、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所については列状間伐を実施した（平成23年度から平成27年度の実績：3,406ha）。</p> <p>(2) 路網の整備に当たっては、丈夫で簡易な路網を推進するため、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法のほか、局所的な急傾斜地や谷渡りの箇所などにおいては、ふとんかご工を施工するなどにより、丈夫で簡易な路網の整備に努めた（平成23年度から平成27年度の実績：丸太組工法1,384路線、ふとんかご工194路線）。</p> <p>なお、丸太組工法の施工に当たっては間伐材の活用に努めた（平成23年度から平成27年度の実績：約11万7千㎡の間伐材を活用）。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>森林整備技術の高度化を推進するため、①森林施業のコスト削減、②列状間伐、③複層林施業、④丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会を中期目標期間内において整備局毎に毎年度それぞれ1回開催した。これに当たっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の林業関係者の参加を得て実施した。</p> <p>① 森林施業のコスト削減についての検討会（平成23年度から平成27年度の延べ参加者1,756名） 育林コストの削減に資するコンテナ苗やエリートツリーの導入に向けた検討について、森林総研本所、森林管理局や県の林業試験研究機関から講師を招き助言を得つつ検討を行った。</p> <p>② 列状間伐についての検討会（平成23年度から平成27年度の延べ参加者1,531名） 列状間伐実施による林況変化や、他機関の実施した列状間伐等について、森林管理局や地元森林組合から講師を招き助言を得つつ検討を行った。</p> <p>③ 複層林施業についての検討会（平成23年度から平成27年度の延べ参加者1,689名） 複層林誘導伐における伐区設定や実施手順等の考え方について検討を行った。</p>

	<p>④ 丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会（平成23年度から平成27年度の延べ参加者1,913名） 丈夫で簡易な路網の構築に向けた路線選定や丸太組工法（のり留工）の施工方法等について検討を行った。 さらに、路網整備技術の着実な普及を図るため、現場において造林者等に技術指導できる職員の養成を目的とした検討会を森林整備センター本部主催で開催し、技術レベルの一層の向上に努めた。</p> <p>(2) 研究開発との連携 全ての整備局において、コンテナ苗やエリートツリーを植栽した契約箇所について、森林総研本所・支所、各地域育種場等の研究者から指導、助言を得ながら、活着、生長量や工程等の調査や、共同試験地の造成に向けて検討を行った。 また、各整備局が開催した検討会では、森林総研本所・支所、各地域育種場から講師を招き、業務に活用できる研究成果の講義や意見交換を行い、知見の共有に努めた。 さらに、森林整備センター本部においては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進めるための連携を推進することを目的として、森林総合研究所内の研究、林木育種運営に関する情報交換会を開催し、「針葉樹単層林から複層林や針広混交林への誘導についての取組」や「低コスト再造林研究の現状」等について、水源林造成事業に活用できる知見を共有した（平成23年度から平成27年度の実績：19回開催）。</p> <p>(3) 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進 中期目標期間内は、整備局、水源林整備事務所において、地方公共団体、国有林、森林組合等と連携して、森林整備推進協定を締結した（累計：4整備局、27水源林整備事務所、約18万ha（うち森林整備センター造林地約2万5千ha））。 また、既協定箇所については、協定に基づき、地域と連携した森林整備（作業道、搬出間伐等）を推進するとともに、国有林と連携した安定供給システム販売の実施について取り組んだ（平成26年度から平成27年度の実績：約2千㎡）。</p>			
自己評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">評定</td> <td style="width:10%; text-align: center;">B</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定と根拠> a 公益的機能の高度発揮 中期目標期間内の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行った。 既契約分について、長伐期、複層林化を推進するとともに、施業方法の見直しに取り組み、順次、契約相手方の理解を得られた箇所について契約変更手続きを進め、変更契約を締結した。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価の指摘事項等を反映させたチェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切な事業の実施及び事業実施コストの縮減に努めた。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進 間伐については、内部規程に基づき搬出間伐を実施し、条件が整った箇所については列状間伐を実施した。 路網の整備については、現場の状況に応じ丸太組工法やふとんかご工等の工法を柔軟に選択かつ適切に整備し、その施工に当たっては積極的に間伐材を活用した。</p> <p>d 森林整備技術の高度化 各整備局において、計画に基づき、森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした検討会を開催しており、それらの技術等を習得し、造林技術の高度化に向けて取り組んだ。 また、事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗の活着、生長量や工程の調査等を実施し、研究開発部門と連携した取組を推進した。 さらに、水源林造成事業の契約地周辺の国有林や民有林と森林整備推進協定等を締結し、相互連携により一体的かつ効率的な路網整備や間伐等を推進した。 以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための計画の内容を達成したことから「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、引き続き事業の実施手法の高度化を図る必要がある。 なお、これにあたっては、研究開発業務と水源林造成事業との連携を一層推進し、森林整備技術の高度化に係る相乗効果を確保しつつ行う必要がある。</p>	評定	B	
評定	B			
主務大臣による評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">評定</td> <td style="width:10%; text-align: center;">B</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由> ・新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めていることは評価できる。 ・期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んでいることは評価できる。 ・搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んでいることは評価できる。 ・技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進していることは評価できる。</p> <p><今後の課題> ・事業の実施手法の高度化を図るため、研究開発業務と水源林造成事業との連携による相乗効果の確保に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p>	評定	B	
評定	B			

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・今後の課題として、土地提供者の構成員が減少・高齢化するケースが増えていく中、彼らとの連携を進め、共同して森林経営を進めることが将来的に重要となる。

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

- ・新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めた。
 - ・期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んだ。
 - ・搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んだ。
 - ・技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進した。
- 等、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 ウ 事業内容等の広報推進		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0416 平成25年度 0180 平成26年度 0167 平成27年度 0200 平成28年度 0211

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度地等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究発表数 （件） （計画値）	毎年2以上	2	2	2	2	2	2	2	予算額（千円）	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
研究発表数 （件） （実績値）		5	10	6	5	5	7	7	決算額（千円）	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			500%	300%	250%	250%	350%		経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
									経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
									行政サービス実施コスト（千円）	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
									従事人員数	347	347	347	347	347

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標 中長期計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。
主な評価指標等	<主な定量的指標> <その他の指標> 研究発表数 <評価の視点> 森林整備技術の普及・啓発に資する取組を推進したか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 中期目標期間内における研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する技術研究発表会等において、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果について33件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。 研究発表した内容については、季刊森林総研、ウェブサイト等に掲載して公開し、普及・啓発に努めた。 また、職員の作業道整備の技術の高度化を始め、地域の林業関係者への作業道整備技術の普及・向上を目的として、丈夫で簡易な作業道整備の考え方

	<p>や計画及び施工について解説した森林整備センター作成の技術普及用 DVD（平成 24 年度作成）を造林者や施工業者等のほかに、各種シンポジウム等において関係者へ配布（平成 24 年度 40 枚、平成 25 年度 64 枚、平成 26 年度 20 枚、平成 27 年度 11 枚）し、路網整備技術の普及・啓発に努めた。</p> <p>さらに、水源林造成事業を紹介するパンフレットを利用し、各種シンポジウム来場者や事業関係者に対し、最近の取組や事業の効果等を説明した。</p> <p>また、水源林造成事業の事業実績、効果、近年の取組をとりまとめ、ウェブサイトに掲載し紹介するとともに、これらを林業専門誌関係者へ説明するなどし、水源林造成事業の事業内容等の普及・啓発に努めた。</p> <p>加えて、事業実施の透明性を高めるため、中期目標期間内の分収造林契約実績をウェブサイトに掲載し公開するとともに、整備局別の分収造林契約面積を掲載し公開した。</p> <p>モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、平成 16 年度に設定したモデル水源林におけるこれまでの調査結果について、森林総研本所及び大学の研究者から指導・助言を得つつ中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p><評定と根拠> 中期目標期間内においては、造林事業の普及・啓発を図るため、水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する技術研究発表会において全体で 33 件発表した。</p> <p>また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。特に、事業実施の透明性を高めるため、年度別の分収造林契約実績を各整備局ごとに整理してウェブサイトに公開した。</p> <p>さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果の中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。</p> <p>以上のとおり、事業内容等の広報推進について、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 引き続き、水源林造成事業における具体的な事例や効果などについての広報を推進する必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報していることは評価できる。(研究発表実績は計画以上の 28 件以上の発表数となる見込み。)</p> <p>・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めていることは評価できる。</p> <p><今後の課題> ・引き続き、効果的な広報活動の実施、広報内容等の充実及び積極的な情報発信に努める必要がある。</p> <p>(期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報した。(研究発表実績は計画以上の 33 件の発表を行った。)</p> <p>・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めた。</p> <p>以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)エ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 エ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0416 平成 25 年度 0180 平成 26 年度 0167 平成 27 年度 0200 平成 28 年度 0211

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度地等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
総合的なコスト改善率	平成 24 年度の総合的なコスト改善率 15%（平成 19 年度と比較）		13.4%	15.5%	—	—	—		予算額（千円）	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
									決算額（千円）	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
									経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
									経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
									行政サービス実施コスト（千円）	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
									従事人員数	347	347	347	347	347

※ 平成 25 年度以降についても、平成 19 年度と比較して 15% の総合的なコスト改善率を確保

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15% の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。
主な評価指標等	<主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <評価の視点> コスト構造改善が確実に行われているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15% 程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成 24 年度において 15.5% の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。
自己評価	評定 B <評定と根拠> 中期計画の目標としている「平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15% 程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成 24 年度において 15.5% の総合的なコスト構造改善が確保されており、目標を達成していることから「B」評定とした。

主務大臣による評価	<課題と対応> 引き続きチェックシートの活用などによるコスト削減に向けた取組を図る必要がある。 (見込評価)	
	評価	B
	<評価に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度において平成19年度に比較して15.5%（目標値15%）の総合的なコスト構造改善を達成したことは評価できる。	
	<今後の課題> ・引き続き、森林施業等の事業コスト削減に向けた取組等の推進に努める必要がある。 (期間実績評価)	
	評価	B
<評価に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度において平成19年度に比較して15.5%（目標値15%）の総合的なコスト構造改善を達成した。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(2)ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ア 計画的で的確な事業の実施		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-7 評価結果農林水産省 24-⑦ 評価結果農林水産省 25-⑦ 事前分析表農林水産省 26-⑦ 事前分析表農林水産省 27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0410 平成 25 年度 0123 平成 26 年度 0112 平成 27 年度 0106

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定中山間保全整備事業完了区域数(区域)	25年度中に事業の2区域を完了			1 (南富良野)	1 (邑智西部)	—	—	予算額(千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
農用地総合整備事業完了区域数(区域)	24年度中に事業の1区域を完了			1 (美濃東部)	—	—	—	決算額(千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
完了後の評価に係る調査区域数(区域)	完了後の評価を確実に行う		1 (直入庄内)			1 (泉州東部)	3 (郡山) (安房南部) (阿蘇小国郷)	経常費用(千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
完了後の評価の実施区域数(区域)	完了後の評価を確実に行う		2 (大隅中央) (根室東部)	1 (直入庄内)			1 (泉州東部)	経常収益(千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
								行政サービス実施コスト(千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	135,665
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(7)実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成 25 年度中に、農用地総合整備事業については平成 24 年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 (4)事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。
中長期計画	a 事業の計画的な実施 ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成 25 年度中に、事業実施中の 2 区域を完了する。 ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成 24 年度中に、事業実施中の 1 区域を完了する。

	<p>③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。</p>	
主な評価指標等	<p><主な定量的指標> 事業完了区域数及び完了後の評価に係る業務実施区域数</p> <p><評価の視点> 実施中の事業が完了したか、また、完了後の評価に係る業務が確実に実施されているか</p>	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	<p><主要な業務実績> 特定中山間保全整備事業は、平成 25 年度までに事業実施中の 2 区域を完了した。農用地総合整備事業は、平成 24 年度までに事業実施中の 1 区域を完了した。 なお、特定中山間保全整備事業においては、平成 25 年 8 月の豪雨により事業完了が危ぶまれたが復旧予算の確保、工事体制の確保により平成 25 年度中に事業完了することができた。その他、完了後の評価に係る業務を平成 23、24、26、27 年度に実施した。</p>	
自己評価	<p>評価</p> <p>B</p>	
	<p><評定と根拠> 平成 25 年度までに全ての特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が完了するとともに、完了後の評価に係る業務が確実に実施されたことから「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る業務を確実に実施する必要がある。</p>	
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p>B</p> <p>(見込評価)</p>	
	<p><設定に至った理由> ・特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を計画どおり事業完了させており評価できる。 ・また、完了後の評価も確実に実施している。</p> <p>(期間実績評価)</p>	
	<p>評価</p> <p>B</p>	
	<p><評定に至った理由> ・特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を計画どおり事業完了させた。 ・また、完了後の評価も確実に実施した。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>	
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(2)イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、政策 評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-7 評価結果農林水産省 24-⑦ 評価結果農林水産省 25-⑦ 事前分析表農林水産省 26-⑦ 事前分析表農林水産省 27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0410 平成25年度 0123 平成26年度 0112 平成27年度 0106

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
木材使用 量 (m ³)			229	271	2	—	—	予算額 (千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
再生砕石 使用量 (m ³)			9,629	5,234	6,232	—	—	決算額 (千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
再生アス ファルト 使用量 (m ³)			184	1,519	1,278	—	—	経常費用 (千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
マルチ [※] 設 置延長 (m)			100	131	49	—	—	経常収益 (千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
プレキャ スター 基礎設置 延長 (m)			191	27	426	—	—	行政サービス実施 コスト (千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	135,665
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	事業規模の縮小に対応しつつ、環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用、新技術や新工法の導入等の取組を行う。
中長期計画	全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。 a 環境の保全及び地域資源の活用配慮した事業の実施 ① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。 ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。 ③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。 b 新技術・新工法の採用 ① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。 ② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。

主な評価指標等	<p><その他の指標> 木材使用量、再生砕石使用量、メタルロード設置延長等</p> <p><評価の視点> 環境の保全及び地域資源の活用並びに新技術・新工法の採用に努めたか</p>	
法人の業務実績等・自己評価	<p>業務実績</p> <p><主要な業務実績> 有識者の助言を受けて環境調査や保全対策を実施するとともに、木材利用や再生材利用に努めつつ事業を実施した。 また、事業実施にあたり新技術や新工法を採用し、事業の高度化を一層推進した。 なお、これら事業については、平成25年度で全て完了している。</p>	
自己評価	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><自己評価> 環境に係る調査や保全対策を実施するとともに、木材利用による二酸化炭素の固定・貯蔵への貢献や再生材の利用による資源の有効利用に寄与した。 現地にて新技術や新工法を採用した。 地元説明会を実施し、地域住民による農家・地域住民等参加型直営施工工事を実施した。 以上のことから、計画の内容を達成しており「B」評価とした。</p> <p><課題と対応> なし（事業は全て完了）</p>
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評価</p> <p>B</p> <p><設定に至った理由> ・環境に配慮して木材や再生材を利用したほか、新技術や新工法を採用し、計画どおり事業実施していることは評価できる。 ・また、地域住民による参加型直営施工工事を実施したことも評価できる。</p>	
	<p>(期間実績評価)</p> <p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> ・環境に配慮して木材や再生材を利用したほか、新技術や新工法を採用し、計画どおり事業実施した。 ・また、地域住民による参加型直営施工工事を実施した。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(2)ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ウ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、 政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-7 評価結果農林水産省 24-⑦ 評価結果農林水産省 25-⑦ 事前分析表農林水産省 26-⑦ 事前分析表農林水産省 27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0410 平成 25 年度 0123 平成 26 年度 0112 平成 27 年度 0106

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総合的な コスト改 善率	平成 24 年度の総 合的なコ スト改善 率 15% (平成 19 年度と比 較)		12.1%	15.1%	—	—	—	予算額 (千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
								決算額 (千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
								経常費用 (千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
								経常収益 (千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
								行政サービス実施 コスト (千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	135,665
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	平成 20 年度に策定された「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、研究所が実施する公共事業について、平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15%の総合的なコスト構造改善を達成する。
中長期計画	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15%の総合的なコスト構造改善を達成する。
主な評価指標等	<主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <評価の視点> コスト構造改善が確実に実行されているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15%程度の総合的なコスト構造改善」については、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコスト縮減に取り組み、平成 24 年度において 15.1%の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。
自己評価	評定 B <自己評価> 中期計画の目標としている「平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15%程度の総合的なコスト構造改善」については、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコスト縮減に取り組み、平成 24 年度において 15.1%の総合的なコスト構造改善が確保されており、目標を達成していることから「B」評定とした。 <課題と対応>

主務大臣による評価	特になし（事業は全て完了）	
	（見込評価）	
	評価	B
	<設定に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15.1 %（目標値 15 %）の総合的なコスト構造改善を達成したことは評価できる。	
	（期間実績評価）	
評価	B	
<評価に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成 24 年度において平成 19 年度と比較して 15.1 %（目標値 15 %）の総合的なコスト構造改善を達成した。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。		

4. その他参考情報

	イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。
主な評価指標等	<p><その他の指標> 林道事業負担金等の徴収額、特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額、N T T - A 資金貸付金の徴収額等及び林道移管</p> <p><評価の視点> 債権債務管理及び林道移管が適切に行われているか</p>
法人の業務実績等・自己評価	<p>業務実績</p> <p><主要な業務実績> ア 債権債務管理業務等の実施 (1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金（以下「林道事業負担金等」という。）は、元利均等半年賦支払（年2回）により徴収している。 この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり 24,989 百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等（以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。）は、元利均等年賦支払（年1回）により徴収している。 この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり 52,893 百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 （参考）負担金等には、農業施設整備事業において整備し譲渡した農業用施設に係る対価を含む。 (3) N T T - A 資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還（年1回支払）により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するための N T T - A 資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、N T T - A 資金に係る債権については、計画どおり 38 百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 （参考）N T T - A 資金とは、国から N T T 株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度（融資については、平成 14 年度に廃止）</p> <p>イ 保全管理業務の実施 保全管理業務は、計画どおり平成 24 年度をもって終了し、管理していた全区間の移管についても平成 25 年度に完了した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p><評定と根拠> 中期目標期間内の林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びに N T T - A 資金に係る債権債務については、計画どおり全額徴収し確実に償還した。また、保全管理業務の実施については、関係地方公共団体と連絡調整を重ねつつ、必要な維持、修繕その他の管理を確実に実施した。このため、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 今後についても、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及び N T T - A 資金に係る債権債務について、計画どおり徴収し、償還業務についても確実に実施している。 ・機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施し、平成 25 年度に全区間の移管が終了している。</p> <p><今後の課題> ・引き続き債権債務管理に係る徴収及び償還を計画的に実施していく必要がある。</p> <p>(期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及び N T T - A 資金に係る債権債務について、計画どおり徴収し、償還業務についても確実に実施した。 ・機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施し、平成 25 年度に全区間の移管が終了した。 以上のように、中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠（個別 法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、政策評 価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0283 平成25年度 0323 平成26年度 0301 平成27年度 0172 平成28年度 0181

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
委員会等派遣件数		2,139	2,204	2,093	1,905	1,841	予算額（千円）						
内 訳	国・地方公共団体・他独法・大学	697	745	732	706	782	決算額（千円）						
	公益法人・協同組合等	1,061	980	774	686	661	経常費用（千円）						
他 機関との研究分担	一般法人・企業・その他	381	479	587	513	398	経常利益（千円）						
	共同研究	344	334	345	439	429	行政サービス実施コ スト（千円）						
内 訳	受託研究等	75	84	97	79	79	従事人員数						
	分担研究	95	80	72	84	86							
	研究委託等	49	49	52	59	66							
		125	121	124	217	198							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。</p> <p>さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。</p>
中長期計画	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。</p> <p>自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。</p> <p>国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。</p> <p>産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。</p> <p>国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。</p> <p>林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。</p>
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—

法人の業務実績等・自己評価

<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。また、林野庁森林技術総合研修所、気象庁気象研究所等国の機関や一般社団法人日本森林技術協会、一般社団法人日本木材学会等、林業関係団体等が開催する委員会に職員を派遣した。</p> <p>国等からの委託による研究、他の研究機関や民間企業との共同による研究の実施、行政機関等が主催する各種委員会への専門家の派遣等により、これら機関との連携・協力を進めたほか、都道府県等との共催により、放射性物質による森林・木材の影響等に関する成果発表会を開催した。地方における産学官連携のための情報機能等を強化する観点から、北海道、東北、関西、九州の各支所に産学官連携推進調整監ポストを新設して、体制強化を図った。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、文部科学省、厚生労働省、(独)日本原子力研究開発機構等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委員会に専門家を派遣するとともに、放射性物質影響評価監の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立し、併せて運営費交付金から緊急的に予算を捻出して調査を開始し、関係機関への速やかな助言、その後成立した補正予算等による取組等、切れ目のない技術的支援を実施した。さらに、厚生労働省、(独)日本原子力研究開発機構、(独)放射線医学総合研究所等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委員会への専門家を派遣を継続して実施した。</p> <p>さらに、各研究領域・拠点と林野庁各課との情報交換の場として、研究調整会議・意見交換会を治山事業、森林保護、放射線影響、木材利用、気候変動対策、海外協力国有林野等の分野ごとに開催したほか、林野庁と森林総合研究所の幹部による情報交換会を開催する等連携の強化に努めた。</p> <p>研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間での共同研究及び受託研究等、大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としての分担研究、大学、公立・民間試験研究機関への研究委託等を平成 27 年度までに合計 1,891 件行った。日本かおり研究所株式会社との機能性樹木抽出液に関する共同研究の成果は、エステー株式会社から商品化されるとともに、第 12 回産学官連携功労者表彰農林水産大臣賞及び第 40 回井上春成賞を受賞した。</p> <p>製材の日本農林規格をはじめとする林産物の日本農林規格の改正において、農林物資規格調査会委員に職員を派遣するとともに、原案作成委員会の委員長及び委員として、データ等を提供するとともに、国家規格の改正を通して成果の普及・活用に努めた。特に、新たに日本農林規格化された直交集成板(CLT)の日本農林規格作成に当たっては、国土交通省や林野庁等が求めるスケジュールに応え、極めて短期間でデータ収集及び日本農林規格制定を達成した。また、WPC(木材・プラスチック再生複合材)等の日本工業規格改正に関しても、データ提供及び原案作成委員として、研究成果の普及・活用に努めた。</p> <p>森林管理局・森林管理署との連携については、山地災害への対応(人家、重要なインフラへの緊急な対応策が必要な現地調査)、低コスト作業システムの構築(森林作業道、間伐手法、更新手法、コンテナ苗)、フォレストアグリー(講師、現地指導)、ニホンジカの捕獲手法の開発、ニホンジカ・クマによる剥皮(はくひ)被害対策、カシノナガキクイムシやマツクイムシ被害対策等に関する委員会、現地検討会等へ職員の派遣を実施した。また、国有林内に設定している固定試験地についての調査研究の報告、各森林管理局が開催する技術開発委員会や業務研究発表会への派遣要請に適切に対応した。</p> <p>都道府県立林業試験研究機関との連携・協力については、本所、支所及び育種センターにおいて、林野庁が主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に関与するとともに、各林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。さらに、都道府県立林業試験研究機関の研究成果を編集して「公立林試研究成果選集」を毎年度発行した。</p>		
<p>自己評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <p>評定</p> </td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> <p>B</p> </td> </tr> </table> <p>自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁や地方公共団体の要請に応じて、積極的に対応した。東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、森林における影響や除染に関する委員会への専門家の派遣や、震災復興・放射性物質研究拠点長の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立するなどの対応を行った。国、他の研究機関、都道府県、大学及び民間企業との連携・協力を進めるため、行政機関や林業関係団体等が行う各種専門委員会へ専門家を派遣し、連携を強化した。他の独立行政法人と共同研究の成果をシンポジウムで公表したり、CLT の JAS 規格の策定に貢献するなどした。地域又は全国的に取り組むべき課題を協議するため、林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)を通して、積極的に関与し、公立林業試験研究機関に対して技術指導を行うなど、連携・協力関係を強化した。</p> <p>以上のような実績から、「B」と評定した。</p> <p><課題と対応></p> <p>災害発生時にはこれまでも臨機の対応を行ってきたが、休日等の対応もあることから、年度当初等に緊急連絡体制を改めて周知する。また、専門家の派遣に当たっては、特定の研究者に偏ることがないように、委託元との調整を行い適切な人選を行う。</p>	<p>評定</p>	<p>B</p>
<p>評定</p>	<p>B</p>		
<p>主務大臣による評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <p>評定</p> </td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> <p>B</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(見込評価)</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に対し、放射性物質影響評価監を迅速に新設して体制を確立し、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施している。 ・林産物の日本農林規格の改定・CLT の日本農林規格の制定に貢献するなど、社会的な要請に対応している。 <p><今後の課題></p>	<p>評定</p>	<p>B</p>
<p>評定</p>	<p>B</p>		

・引き続き、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施するとともに、社会的な要請に対応していく必要がある。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・今後の課題として、研究成果が実社会で活用されるよう、諸機関との連携・協力を進める必要がある。
- ・森林に対する社会の要請に積極的に対応し、多くの関係者の派遣を行い、福島原発事故についても、専門家の適切なプレスリリースや、海外研究機関との連携を行なったことを評価する。
- ・産学官の連携、東電の事故に関わる関連機関との連携など、目標達成に向かって順調に進んでいると思われる。CLTのJAS規格制定にも一役買っている。

(期間実績評価)

評価

B

<評価に至った理由>

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に対し、放射性物質影響評価監を迅速に新設して体制を確立し、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施している。
 - ・林産物の日本農林規格の改定・CLTの日本農林規格の制定に貢献するなど、社会的な要請に対応している。
- 以上のように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 成果の公表及び普及の促進		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0283 平成25年度 0323 平成26年度 0301 平成27年度 0172 平成28年度 0181

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学会等での発表件数		1,100	1,181	1,145	1,087	1,223	予算額（千円）					
国際学会等参加者数		99	87	108	109	63	決算額（千円）					
研究員一人当たりの論文数		1.01	1.17	1.14	1.12	1.06	経常費用（千円）					
報告論文数 （英語投稿数）		458 (247)	507 (265)	496 (248)	491 (245)	480 (260)	経常利益（千円）					
文献データベース（FOLIS）検索システムの利用数		12,133	13,772	14,702	12,781	10,375	行政サービス実施コスト（千円）					
特許登録数		13	11	6	16	16	従事人員数					
刊行物発行数（研究開発）		63	62	62	61	46						
ホームページアクセス数 （23、24年度は参考値）		(4,932)	(4,021)	3,247	3,291	3,672						
一般公開、発表会等参加人数（研究開発）		36,797	46,960	42,288	50,260	40,174						
森林講座等開催数（研究開発）		25	26	24	26	24						
一般公開等開催数（研究開発）		12	18	18	21	24						
遺伝子銀行110 番受入れ件数		件数：22 点数：22	件数：17 点数：17	件数：27 点数：29	件数：15 点数：29	件数：13 点数：17						
遺伝子銀行110番里帰り件数		件数：11 点数：11	件数：27 点数：36	件数：17 点数：17	件数：9 点数：10	件数：18 点数：18						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト（ホームページ）等を通じて積極的に広報を行う。 また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用に役立てるため、成果の利活用を促進する。 また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。</p>
中長期計画	(1) 成果の公表及び広報

	<p>研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。</p> <p>国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。</p> <p>研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進</p> <p>普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。</p> <p>また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。</p> <p>知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。</p>
<p>主な評価軸（評価の視点）、指標等</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <p>(1) 成果の公表及び広報</p> <p>研究開発の成果等については、様々な手段を用いて広報活動を推進した。刊行物については、研究報告、研究成果選集、季刊森林総研、年報、研究情報を始め、各種刊行物を発行した。特に、広報誌である季刊森林総研については、平成26年度に誌面の大幅刷新を図るとともにページ数を拡大、27年度には配布先と配布部数の見直しを行った。年報について、平成25年度よりホームページ掲載のみとして配布の迅速化と経費節減を図るなど、効率的かつ効果的な広報活動に努めた。</p> <p>※ 主な配布先：行政機関、公的研究機関、大学、農業高校、公的図書館、林業・木材協会、新聞社など。</p> <p>本支所・科学園においては、一般公開・公開講演会・公開シンポジウムの開催を始め、各種研究プロジェクトのシンポジウム開催や、アグリビジネス創出フェアや国際ナノテクノロジー総合展・技術会議などの外部イベントへの出展を通して、研究成果を広く社会に発信した。加えて、森林講座、森林教室等の開催や、つくば科学フェスティバル等の外部イベントへの参画により、若年層や親子にも親しみやすい形で、一般市民へ木育の取り組みや森林・林業・木材産業に関する情報発信並びに双方向コミュニケーションに努めた。また、最先端の研究成果についてプレスリリースを行い、積極的な広報活動を行った。特に、遺伝子組換えによりスギ花粉形成を抑制する技術の開発、国内初トレファクション処理による高性能な木質ペレットの実証プラント竣工、小笠原の希少鳥類オガサワラヒメミズナギドリ営巣地発見、木質バイオマスの発電の事業採算性評価ツールの開発について、マスコミの反響が大きかった。</p> <p>林木育種部門においては、普及可能な技術情報は、マニュアル等としてホームページに掲載するなど方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用を促進を図った。また、林木育種成果発表会や開発した種苗の普及促進のため、森林組合や種苗生産業者を対象に、「林木育種開発品種説明会」を開催するとともに、「林木遺伝子銀行110番」の里帰りや、マツノザイセンチュウに強いアカマツ・クロマツの開発などをプレスリリースし、積極的な広報活動を行った。特に期間を通じて、「林木遺伝子銀行110番」の里帰りについては、マスメディアの関心が高かった。</p> <p>さらに、「青少年のための科学の祭典・日立大会」（平成25～27年度）で、「樹木の種からクリスマスキャンドルをつくろう」等を展出し、「エコフェスひたち」（平成25～27年度）では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作などを行った。東北・関西・九州育種場では、積極的に森林教室・育種場の見学会の受入れ等を行い研究成果の普及を行った（平成23年度～平成27年度：合計35回）。</p> <p>国際学会等が主催する国際研究集会での研究発表のため、平成23～27年度において466名を海外へ派遣したほか、研究開発力強化法による職務専念義務の免除により40名が国際学会等に参加した。</p> <p>国内外の学会、シンポジウム等に参加し、口頭及びポスターにより毎年1,100件～1,200件の発表を行った。主な大会としては、第18回国際植物科学会議、第19回ヨーロッパバイオマス科学会議、世界バイオエネルギー会議2012、第27回菌類遺伝学会議、第55回国際植生学会シンポジウム、第11回国際哺乳類学会、第56回国際植生学会大会、第11回国際生態学会大会、第9回国際二酸化炭素会議、IUFRO世界大会2014、第9回大気汚染と地球環境変化に関する国際会議、第20回国際土壌学会、木質構造世界会議2014、森林・林業リモートセンシング国際研究集会2014、第23回植物及び動物のゲノムに関する学会等である。</p> <p>研究員1人当たりの主要学術誌掲載論文数は平毎年1.0報以上となり、目標を達成した。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進</p> <p>特筆すべき成果を毎年30件程度選抜し、研究成果選集として冊子にまとめ、毎年出版した。研究成果選集として選ばれた代表的な成果としては「樹木の香りで生活環境空間を浄化する」、「地盤改良杭としての間伐材の利用—間伐材の土木利用拡大を目指して—」、「木質バイオマスの利用で化石燃料を20%カット」、「森林観測ネットワークで気候変動の影響を探る—タワーを用いた二酸化炭素吸収量(CO₂)の把握—」、「原子力発電所事故で放出された放射性セシウムの森林内の分布を明らかに」、「東日本大震災の津波による海岸林の被害と津波被害軽減機能」、「再造林の低コスト化をいかに進めるか」、「木質材料からのアセトアルデヒド放散のしくみを明らかに」、「熱帯林の保全を目指して—REDDプラスのための技術解説書の刊行とクレジット化のためのガイドラインの提案—」、「森林から流れてくる水に放射性セシウムはほとんど含まれない」、「カビでスギ花粉の飛散を絶つ防止剤の開発」、「サクラ栽培品種の分類体系の</p>

再編とデータベース化」、「シカの行動を制御して効率よく捕獲する」、「スギ優良個体の選抜のためのゲノムワイドアソシエーション研究」、「クロス・ラミネイティド・ティンバー (CLT) の開発と基礎的性質の解明」、「間伐材等国産材を用いたコンクリート型枠用合板の開発」、「木質バイオマス発電事業はもうかるか 事業採算性評価ツールの開発」及び「木材の直接メタン発酵技術の開発—放射能汚染バイオマスにも適応可能な新技術—」などがある。

文献情報については、図書資料管理システム (ALIS) への入力及び、林業・林産業国内文献データベース (FOLIS) への入力を実施した。

森林整備センターにおいては、事業を通じて地域との共生を目指し、持続可能な森林経営に貢献する水源林造成事業等の意義や効果について、一般市民の方々に広く情報として発信するため、季刊森林総研を活用した広報のほか、各整備局等においてシンポジウムや小学生等を対象とした森林教室等を開催するとともに、その概要について、ホームページや雑誌等に掲載した。

また、主催イベント以外にも自治体、団体等が主催する森林・林業等に係る各種イベントに参加し、これらについてもホームページ等に掲載し広く情報発信を行った。

特許等の知的財産の取扱いのうち、発明等の取扱いについては「職務発明規程」に基づき、職務発明委員会による出願審査等を経て出願を行い、平成 23～27 年度において特許出願数は、国内 26 件、国外 3 件で、登録数は国内 42 件、国外 20 件であった。

自己評価

評価

B

< 評価と根拠 >

研究開発の成果等については、公開講演会やシンポジウム等のイベント開催、研究報告や広報誌等の印刷物発行、研究所のウェブサイトでの発信、マスコミ等へのプレスリリースなど、様々な手段を活用し公表と広報に努めた。また、一般公開や森林講座等の開催や外部イベントへの参画により、親しみやすい形で、一般市民への情報発信並びに双方向コミュニケーションに努めた。

国内外の学会、シンポジウム等に積極的に参加するなどして、多様な情報発信の場を利用して多くの成果を発信した。

研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は毎年 1.0 報を上回り、目標を達成した。また、国内外合わせて 62 件の特許登録を行った。

以上の成果より、所期の計画を予定どおり達成したことから、「B」と評価した。

< 課題と対応 >

研究成果を国内外に発信して社会への還元を目指すため、効果的かつ統一的な広報活動を積極的に展開する。

種苗生産者、森林所有者のユーザー等に対する研究成果発表会及び林木育種開発品種説明会の開催、ホームページ等を通じて計画的かつ積極的な情報提供に努めるとともに、市民と身近にふれあうことができる地域のイベントへも参加していく必要がある。

(見込評価)

主務大臣による評価

評価

B

< 評価に至った理由 >

- ・研究員一人当たりの論文数は、各年度とも年平均 1.0 報を上回っており、成果の公表がなされている。
- ・一般公開等の参加者数は増加傾向にあり、積極的に国民との双方向コミュニケーションに努めているものとする。

< 今後の課題 >

- ・対象者を踏まえ、効果的・効率的に広報活動を実施する必要がある。
- ・成果の利活用の仕組みを工夫する必要がある。

< 国立研究開発法人審議会の意見 >

- ・研究内容に関する積極的な情報発信の姿勢は評価に値する。研究成果選集について、一般の人にも解りやすい易しい表現と見やすい編集は素晴らしい。
- ・研究成果の公表は、学術的には論文、実務的に特許であるが、そのほかに広報誌、Website、マスコミ、公開講座など様々な工夫がされている。一人あたりの論文が期間中 1 報を超えている。

(期間実績評価)

評価

B

< 評価に至った理由 >

- (1) 成果の公表及び広報
- ・各種刊行物の発行、本支所・科学園での一般公開や公開シンポジウムの開催、外部イベントへの出展を行った。森林講座・森林教室の開催や外部イベントへの参画を行った。
 - ・平成 23～27 年度において 466 名を海外に派遣し国際研究集会へ研究発表をした。また、国内外の学会、シンポジウムに参加し、口頭及びポスターにより 1,100～1,200 件/年の発表を行った。
 - ・研究員一人当たりの論文数は、各年度とも年平均 1.0 報を上回っており、成果の公表がなされている。
 - ・一般公開等の参加者数は増加傾向にあり、積極的に国民との双方向コミュニケーションに努めているものとする。
- (2) 成果の利活用の促進
- ・毎年特筆すべき成果を毎年 30 件程度選抜し、研究成果選集として出版した。
 - ・文献情報は、図書資料管理システム (ALIS) と林業・林産業国内文献データベース (FOLIS) へ入力した。

・知的財産の取り扱いについて、平成 23 ～ 27 年度において特許出願数は国内 26 件、国外 3 件で、登録数は国内 42 件、国外 20 件であった。
以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 専門分野を生かしたその他の社会貢献		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年度 0283 平成25年度 0323 平成26年度 0301 平成27年度 0172 平成28年度 0181

2. 主要な経年データ						
① 主な参考指標情報						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
分析、鑑定依頼件数		197	125	164	149	173
講師派遣件数の推移		375	456	396	453	399
受託研修生受入数		78	72	71	86	90
内 訳	独立行政法人	1	0	1	0	0
	地方	25	16	22	24	16
	大学	51	48	45	58	68
	民間	1	8	3	4	6
	海外研修生受入数		177	278	200	216
講習会の実施回数		24	24	22	21	23
国際協力のための専門家派遣数		91	111	105	87	99
内 訳	COP20、ISO等会合等	25	20	17	16	15
	JICA短期専門家	8	16	17	18	13
	JICA調査団員	5	9	1	0	2
	JICAボランティア派遣	0	0	0	1	1
	CIFORプロジェクトリーダー	1	1	0	0	0
	JIRCAS短期在外研究員	6	14	5	7	14
	森林総合研究所受託出張	46	51	65	45	54
	国際共同研究・プロジェクト件数(MOU等を含む)		111	66	65	74
内 訳	MOU等による共同研究	29	27	29	26	25
	CIFOR	1	1	1	1	1
	JICA/JST	2	3	3	3	1
	JSPS-JICA派遣事業	1	0	0	0	0
	交付金プロジェクト	4	0	0	0	0
	外部資金等プロジェクト	34	26	20	33	31
	科学技術協力協定(二国間)	37	6	9	4	2
	運営費交付金	3	3	3	7	5
海外からの受入研究員数		28	29	27	28	17
内 招聘研究員		25	25	22	17	10

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数					

訳 日本学術振興会フェロシップ等		3	4	5	11	7
国内の学会への対応件数		93	109	98	146	174

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。</p> <p>(2) 講習及び指導 国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。</p> <p>(3) 国際機関、学会等への協力 海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。</p>
中長期計画	<p>(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。</p> <p>(2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 100 回を目標に開催する。</p> <p>(3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。</p>
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼として、林業用種子の発芽効率の鑑定、線虫検出検査、木材の鑑定等の業務を実施した。</p> <p>(2) 講習及び指導 外部からの依頼により研修講師として毎年 350 ～ 450 人の派遣を行った。主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO 等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応した。研修内容についても、准フォレストラー研修、高性能林業機械作業システム研修、針葉樹製材乾燥技術者研修、生物多様性に関する講義、抵抗性マツの育種についての講義や優良苗木の確保と増殖手法の実習や樹木医の研修、放射能と森林・木材のシンポジウムの講演等、多様な要請に対応した。 受託研修生については、大学、県、民間から毎年 70 ～ 90 名前を研修生として受け入れた。県の研修生に対しては高度な研究調査手法や実験技術等を、大学の学生に対しては研究の基礎的方法等を指導した。研修終了時に研修生に対してアンケート調査を行い、多くの研修生から研修内容に満足とする評価を得ている。アンケートの詳細な結果は、研修生の受入れや実施態勢を検討する際の参考として利用し、ニーズに応えた研修の改善に活用した。</p> <p>海外からの研修生の受入れについては、(独)国際協力機構(JICA)等の個別研修で毎年 200 名前前後の研修生を受け入れた。その大部分は日帰りの研修であるが、当所が行っている研究概要の説明と最新の研究課題の講義を行い、議論を深めることにより、それぞれの母国での森林管理政策や研究活動に有用となる内容とした。より深く学ぶための JICA 集団研修生については、希望研修課題と受け入れ研究室との調整を行い、研修効率を高めるように努めた。これらの研修については、研修生からの評価も高く、国際交流・友好関係の進展及びそれぞれの母国での人材の育成に大きく貢献した。また、林木育種については、「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(ケニア)等の研修員を受け入れた。 新品種等の利用を促進するための講習会の実施回数は平成 23 年度 24 回、24 年度 24 回、25 年度 22 回、26 年度 21 回、27 年度 23 回実施した。中期目標期間内は、都道府県等のニーズを把握し、計画的な講習会実施に努めた結果、中期計画の目標を概ね達成した。</p>

	(3) 国際機関、学会等への協力 日本の政府機関や法人、外国機関等との国際協力を進めるため、気候変動枠組条約締結国会議 (COP)、国際標準化機構 (ISO) 等の国際機関主催の専門家会合委員、国際協力機構 (JICA) の短期専門家及び調査団員、国際林業研究センター (CIFOR) のプロジェクトリーダー、国際農林水産業研究センター (JIRCAS) 林業プロジェクト短期在外研究員等として、毎年 100 名前後を 20 か国以上に派遣した (平成 23～27 年度: 493 名)。特に CIFOR 及び JIRCAS の国際技術協力・共同研究プロジェクトについては、外部機関対応として、プロジェクトごとに「所内支援委員会」を設け、国際プロジェクトの推進を積極的に支援した。 海外の大学や国際研究機関等との連携・協力として、国際共同研究やプロジェクト研究を国際林業研究センター (CIFOR)、JICA/JST プロジェクト、交付金プロジェクト、運営費交付金、外部資金等プロジェクト、及び科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究で実施した。これらの研究プロジェクト等により、毎年 20 名程度の研究者を受け入れたほか、日本学術振興会のフェローシップ制度により毎年数名のポストドクを受け入れた。 海外の大学や国際研究機関等と連携・協力し、平成 23～27 年度において毎年 35～80 件程度の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。 海外の研究機関とは、MOU (覚書: Memorandum of Understanding) や LOA (合意書: Letter of Agreement) を毎年 25～30 件程度締結して実施した。 また、国内の学会等への協力を行った。具体的には、日本木材学会、日本接着学会、森林利用学会、日本森林学会、日本エネルギー学会等の専門委員会委員等として学会活動に参加し、積極的に貢献した。							
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価と根拠> 民間及び行政機関からの依頼に応じて、分析や鑑定業務を着実に実施し、要請に応えた。また、外部からの多様な要請に対応し、講習会等への研修講師の派遣を行うとともに、各機関から若手研究者等を研究生として受け入れ、研究者としての人材育成や資質向上に寄与した。また、国際協力や国際交流の観点から、JICA の研修生を積極的に受け入れ、国際的な人材の育成に寄与した。新品種等の利用を促進するための講習会を平成 27 年度までに 114 回開催した。 国際共同研究や海外プロジェクト研究を実施するとともに、外国人研究者の受け入れを積極的に行い、国が行う科学技術に関する国際連携・協力及び国際交流に貢献した。また、国際機関の専門家会合や国内外の学会等に専門家を派遣し、国際機関や学会に協力した。 以上のように、専門分野を生かして、国内外に広く社会貢献していることから、目標は達成したと判断し、「B」と評価した。</p> <p><課題と対応> 今後も都道府県等のニーズを踏まえ、新品種等の利用を促進するための講習会を計画的に実施する必要がある。</p>	評価	B					
評価	B							
主務大臣による評価	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> ・分析・鑑定・講習・指導については、外部からの依頼に適切に対応して実施した。 ・気候変動枠組条約締結国会議への専門家派遣、国際林業研究センターとの共同研究など、国際機関等に協力し、国際的な問題の解決に向けた取組に貢献した。</p> <p><今後の課題> ・引き続き、政府の要請も踏まえて国際機関等に協力し、国際的な問題の解決に向けた取組に貢献する必要がある。</p> <p><国立研究開発法人審議会の意見> ・毎年 400 人に及ぶ講師派遣要請に応えたり、民間や県、大学などから毎年 70～80 人の研修生を受け入れたり、JICA の研修生を受け入れたり、国際機関への活発な協力など、社会貢献を高く評価する。 ・分析・鑑定、講習・指導、国際機関や学会への協力、この 3 項目について積極的に貢献されている。</p>	評価	B	<p>(見込評価)</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>(期間実績評価)</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> (1) 分析及び鑑定 ・民間、行政機関等からの依頼に対し、相当数の鑑定・検査を実施した。 (2) 講習及び指導 ・外部からの依頼に対し研修講師として毎年 350～450 人の派遣を行った。 ・大学、県、民間から毎年 70～90 名を研修生として受け入れた。 ・(独)国際協力機構 (JICA) 等の個別研修で毎年 200 名前後の海外からの研修生を受け入れた。 ・新品種等の利用を促進するための講習会を平成 23～27 年度の間に 121 回実施した。 (3) 国際機関、学会への協力</p>	評価	B	評価	B
評価	B							
評価	B							
評価	B							

・国際機関等へ平成 23 ～ 27 年度の間に 493 名派遣し、海外の大学や国際研究機関と連携・協力して平成 23 ～ 27 年度で毎年 35 ～ 80 件程度の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。
以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率化目標の設定等		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費 (研究開発) (千円)	対前年度比 3%の 抑制	905,297	857,972 (94.8%)	827,493 (96.4%)	800,200 (96.7%)	773,726 (96.7%)	748,046 (96.7%)	() 内数値は、前年比
業務経費 (研究開発) (千円)	対前年度比 1%の 抑制	1,652,576	1,636,050 (99.0%)	1,619,690 (99.0%)	1,603,493 (99.0%)	1,587,458 (99.0%)	1,571,583 (99.0%)	() 内数値は、前年比
(参考指標) 業務経費と一 般管理費の予 算額合計の削 減額 (千円)		135,848 (42,146)	63,851 (43,685)	46,839 (42,100)	43,490 (41,022)	42,509 (40,041)	41,555 (39,086)	() 内数値は、対前年度比一般 管理費の 3%及び業務経費の 1% の合計額
一般管理費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 30%削 減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	391,848 (46.3%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値
人件費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 20%削 減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,714,590 (26.2%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値
事業費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 30%削 減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	43,732,686 (23.6%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値各年度の数値は繰越額を除い て算出した額
総人件費 (研究開発) (千 円)	平成 23 年度にお いて、平成 17 年 度と比較して、6% 以上の削減	5,706,293	5,632,389 (△ 6.8%)	5,117,674	5,104,358*	5,631,081	5,872,526	

(参考指標)		99.6	99.5	99.1	100.3	102.3	上段は事務・技術職員
ラスパイレス指数		99.5	98.1	98.0	98.0	100.5	下段は研究職員

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<p>中長期目標</p>	<p>(1) 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制をすることを目標に、削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）</p> <p>(2) 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意することが必要である。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>(3) 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p>
<p>中長期計画</p>	<p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の 3 %及び業務経費の 1 %の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。 イ 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化につなげる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②常勤役職員の人件費（退職金、退職給付引当金繰入及</p>

	<p>び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については20%、③事業費については30%削減する。</p> <p>(2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成23年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成24年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 総人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p> <p>なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。</p> <p>① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。） ③ 森林保険業務に従事する職員</p>
<p>主な評価指標</p>	<p>効率化目標（研究開発）：一般管理費削減率、業務経費削減率 効率化目標（水源林造成事業等）：一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 総人件費（研究開発）</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p> <p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 効率化目標</p> <p>ア 研究開発 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を強化した。削減の主なものは、本所の契約電力を3,135kWから3,000kWへ引き下げ、本所エレベーター2台を省エネ型に改修、震災に伴う節電目標の達成、所有自動車2台の削減。また、共同調達を推進し、北海道、東北、九州地区において軽油、コピー用紙、暖房用燃料、レンタカー、健康診断等の共同調達、本所・育種センターのコピー用紙共同調達を実施した。</p> <p>本所の劣化した変圧器21台についてエネルギー消費効率が約40%削減された高効率変圧器に更新、支所等も含め原発稼働停止に伴う節電目標の達成、冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気・ガス使用量の削減、所有車5台の更新をリース車による更新とし車業務経費の削減に努めた。</p> <p>研究業務について効率化・優先度の見直しを行い、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を約31,812千円削減した。老朽化した給水配管の更新等による給水使用量の節減により、上下水道料を約22,977千円節減した。事業用車については1台の削減等を行い約344千円の経費節減となった。土地借料等については、利用の効率化を図り一部の土地等を返還することにより平成25年度において約3,794千円節減を行った。</p> <p>イ 森林保険業務 (ア) コスト意識の徹底に向けた取組 森林保険センター内に業務運営プロジェクトチームといった業務運営等を検証する場を設置したほか、出張の際のバック等の利用、詰め替え文具用品の利用促進等を行い、職員のコスト意識の徹底を図った。 (イ) 事務費の節減に向けた取組 森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営に努めるとともに、これをより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導・研修に注力した。</p> <p>ウ 水源林造成事業等 (ア) 一般管理費</p>

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を削減、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を削減するなど経費の削減を図り、平成 27 年度においては一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 46.3%の削減となった。

(イ) 人件費

水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 27 年度期末の職員数（361 人）は平成 22 年度期末（461 人）と比較して 100 人の減となった。

この結果、平成 27 年度においては、平成 22 年度と比較して 26.2%の削減となった。

(ウ) 事業費

農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び既設道移管円滑化事業については平成 25 年度までに計画どおり終了したところであるが、水源林造成事業については、目標策定時（平成 22 年度）以降、新たな森林吸収源対策を推進するなど政策的要請を踏まえた政府予算の適切な執行に努めた結果、平成 27 年度においては 23.6%の削減となった。

(2) 給与水準

当法人の給与体系は、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して、職員給与規程を規定しており、給与水準は国家公務員とほぼ同水準である。ラスパイレス指数（事務・技術職員（年齢勘案））について、平成 23 年度は 99.6、24 年度は 99.5、25 年度は 99.1、26 年度は 100.3 となり、平成 27 年度においては 102.3 となり、給与水準は国家公務員の水準とほぼ同程度となっている。

(3) 総人件費

研究開発に係る人件費の削減に向けた取組については、平成 18 年度から平成 22 年度の間に目標とした 5%以上の削減の取組を平成 23 年度も引き続き実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比し、人件費削減率 6%以上を達成したところである。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を強化した。研究業務について効率化・優先度の見直しを行い、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を削減した。これらの取組により、一般管理費・業務経費の削減目標を達成した。

森林保険業務では森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めた。森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営をより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導や研修を行った。

水源林造成事業等において、一般管理費については、目標を上回る削減率を達成している。また、人件費については、効率的な業務体制となるよう取り組み、目標を達成した。事業費については、コスト削減に努めて事業を実施した。

給与水準については適正性の確保に努めた。また、研究開発に係る総人件費については、業務遂行に必要な人員を確保し、予算の範囲内で実施した。

以上の結果から計画を達成したと判断し、「B」と評定した。

<課題と対応>

給与水準については、国家公務員の水準と同程度となるように努める。また、総人件費については、引き続き削減に努める。

森林保険業務では、より効率的・効果的な業務運営を行うため、業務運営体制の強化に向けた取組を継続するとともに、業務システムの利便性の向上等に資する改修を実施する必要がある。

主務大臣による評価

(見込評価)

評定

B

<評定に至った理由>

(研究開発)

- ・運営費交付金について業務経費で前年度比 1.0%、一般管理費で前年度比 3.3%の削減を行ったことは評価できる。
- ・給与水準は国家公務員と同水準であり、毎年度、検証結果や取組状況を適切に公表している。
- ・総人件費については、平成 23 年度において人件費削減率 6%以上（平成 17 年度比）を達成するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）を踏まえ、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第 2 号）に準じて、平成 24・25 年度に給与の減額支給措置を実施するなど、総人件費の抑制に努めた。

(森林保険)

- ・森林保険業務では費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めることは評価できる。

(水源林造成事業等)

- ・水源林造成事業等において、一般管理費、人件費については中期計画の目標を達成する見込みである。
- ・一方、事業費については、中期計画の削減目標 30 %に対し、22 %に留まる見込みであるが、これについては、平成 22 年度の目標策定時以降、森林吸収源対策等を推進するため、政策的に政府予算の配分が行われたことが影響しているものであるが、事業の適切な執行及び引き続きコスト削減に努めていることは評価できる。
- ・給与水準については適正であり、総人件費の削減も適切に行われる見込みである。

<今後の課題>

- ・水源林造成事業の事業費の目標設定については、引き続き事業の適切な執行及びコスト削減に努める必要があるが、公共事業として政策的に事業実施を行う必要があることを踏まえ、目標の設定方法には留意が必要である。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・全ての項目について中期目標をクリアできると思われる。
- ・水源林造成事業の一般管理費を 30 %削減する目標を設定し、それを上回る 22 年度の 48 %まで削減した実績を高く評価する。

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

(1) 効率化目標

ア 研究開発

- ・運営費交付金について、業務経費で対前年度比 1.0 %、一般管理費で対前年度比 3.0 %の削減目標を毎年度達成した。
- ・給与水準は国家公務員と同水準であり、毎年度、検証結果や取組状況を適切に公表した。
- ・総人件費については、平成 23 年度において人件費削減率 6 %以上(平成 17 年度比)を達成するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)を踏まえ、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成 24 年法律第 2 号)に準じて、平成 24・25 年度に給与の減額支給措置を実施するなど、総人件費の抑制に努めた。

イ 森林保険

- ・森林保険業務では費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図るとともに、効率的な業務運営をより着実なものとするための取組を行ったことは評価できる。

ウ 水源林造成事業等

- ・水源林造成事業等において、一般管理費、人件費については中期計画の目標を達成した。
- ・一方、事業費については、中期計画の削減目標 30 %に対し、23.6 %の削減となったが、これについては、平成 22 年度の目標策定時以降、森林吸収源対策等を推進するため、政策的に政府予算の配分が行われたことが影響しているものであるが、事業の適切な執行及び引き続きコスト削減に努めたことは評価できる。

(2) 給与水準

- ・給与水準については適正であり、総人件費の削減も適切に行われた。

(3) 総人件費

- ・平成 23 年度において、平成 17 年度と比し、人件費削減率 6 %以上を達成した。

以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省23-18 評価結果農林水産省23-12 事前分析表農林水産省24-18 評価結果農林水産省24-12 事前分析表農林水産省25-18 評価結果農林水産省25-12 事前分析表農林水産省26-18 評価結果農林水産省26-12 事前分析表農林水産省27-10、27-17 行政事業レビューシート事業番号： 平成24年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成25年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成26年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成27年度 0172、0106、0200、0207 平成28年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標 期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当 該年度までの累 積値等、必要な 情報	
保有資産の状況(研究開発)(ha)		809.4	807.9	801.8	799.6	794.6	794.6		
建物数(ha)		36.5	36.4	36.2	36.3	36.1	36.5		
実験林等(ha) (試験研究施設、樹木園、苗畑、原 種苗畑、交配園、原種園、その他を 含む。)		772.9	771.5	765.6	763.3	758.5	758.1		
施設・設備・機械整備の外部委託 高額機器のメンテナンス(千円(件)) 苗畑・樹木園業務の補助的作業		158,716(12) 23,431(11) 2,108(12)	156,932(9) 23,993(14) 1,413(14)	191,881(8) 23,696(14) 3,005(9)	187,307(8) 23,724(14) 4,130(14)	201,709(8) 22,669(13) 3,537(10)	201,709(8) 14,507(10) 3,288(10)	3年契約は3分の 1、2年契約は2 分1を計上	
保有資産 ①奈良水源林整備事務所 (奈良市)	保有の必要 性の見直し		耐震診断実施	耐震補強工事を実 施し継続使用する こととした					
②成宗分室 (杉並区)	保有の必要 性の見直し		国庫返納(現物 納付)実施						
③職員共同住宅 (盛岡市)	保有の必要 性の見直し		国庫返納(現物 納付)実施						
④いずみ倉庫 (福島市)	保有の必要 性の見直し		震災により、除 染対象区域に指 定された		除染の実施状況を 踏まえ、国庫返納 方法等を検討する ことにした	年度末に除染実 施(汚染土壌等 現地保管)	国庫返納(現物納 付)に向け、当該 資産の現況につ いて、関係機関に説 明を行い今後の対 応を検討した		
研修受講者数(研究開発)		685	584	876	955	1,466	1,025		
研修件数(研究開発)		73	74	70	65	65	54		
免許・資格取得者数(研究開発)		35	14	10	5	5	7		

免許・資格取得者数(公共事業部門)		20	15	15	10	7	15
新規学位取得者数		10	9	7	6	7	5
総数(取得率(%))		346(74%)	345(75%)	344(79%)	340(78%)	352(80%)	366(81%)
内訳	農学博士	279	276	275	270	280	289
	理学博士	31	31	31	31	31	30
	学術博士	14	14	14	14	15	16
	地球環境科学博士	6	6	6	6	6	6
	工学博士	5	5	5	5	5	6
	その他	11	13	13	14	15	19
所内一時預かり保育室数/のべ利用件数			2/201	2/205	2/189	2/144	2/110
男女共同参画セミナー開催回数/参加者数			2/212	2/353	3/367	3/448	2/344

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 組織等 森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する。 奈良水源林整備事務所については、(1)の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び職員共同住宅(盛岡市)については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。 また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。 職員の法令遵守等を推進する。</p>
中長期計画	<p>(1) 組織等 成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性に</p>

	<p>ついて不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p> <p>連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。</p> <p>施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。</p> <p>奈良水源林整備事務所（奈良市）については、（１）の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>保有する職員宿舍のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。</p> <p>書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>（３） 職員の資質向上</p> <p>研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。</p> <p>職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。</p> <p>職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p>－</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>（１） 組織等</p> <p>試験林については、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを毎年度更新した。</p> <p>森林整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて縮減・廃止した。また、森林整備センター本部（川崎）及び関東整備局の事務所移転・共有化を行った。さらに、水源林整備事務所については、京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化した。</p> <p>森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置した。</p> <p>（２） 保有資産</p> <p>保有資産については、資産の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、その保有の必要性の検証や施設整備及び土地の利用計画について施設整備・運営委員会で、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等でそれぞれ行った。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し借上を行った。</p> <p>平成 23 年度は減損審査委員会等において、次の 7 資産を除却処分とし、取り壊した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本所居住性実験家屋 ② 本所実験用足場 ③ 筑波共同試験地無線送信機 ④ 東北支所渡廊下 2 か所 ⑤ 林木育種センター虫害抵抗性網室 ⑥ 林木育種センター虫害抵抗性網室作業室 ⑦ 関西育種場四国増殖保存園パイプハウス <p>平成 24 年度は減損審査委員会等において、次の 3 資産を除却処分とし、取り壊した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本所木質バイオエタノール実証プラント事務所棟 ② 本所キュービクル上屋 ③ 東北支所浄化装置 <p>平成 25 年度は、減損審査委員会等において、次の 2 資産を除却処分とし、取り壊した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本所造林移動上家実験設備

② 九州支所堆肥小屋実験設備

平成 27 年度は、減損審査委員会等において、3 資産を除却処分とし、取り壊した。

① 本所第 2 樹木園便所

② 東北支所実験設備

③ 東北支所実験設備

土地については、平成 23 年度から平成 27 年度の間は処分すべき箇所はなかったが、今後も点検を行うこととしている。また、平成 25 年度においては、高知県による都市計画道路改良事業用地として、四国支所の建物敷の一部 (33.62 ㎡) を高知県へ 2,390,382 円で売却した。

平成 24 年度は連光寺実験林 (東京都多摩市)、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、平成 23 年度に設置した保有資産検討プロジェクトチームにおいて、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界の現況の把握等の検討を開始した。

平成 25 年度は連光寺実験林 (東京都多摩市)、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、当所での保有資産検討プロジェクトチームに基づいて、連光寺実験林 (東京都多摩市) については、委託調査による境界確定作業等を実施し、不要財産調査票(案)の作成を行った。また、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、利用状況の把握、所内方針決定までを計画どおりに進めた。

平成 26 年度は連光寺実験林 (東京都多摩市)、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、当所の保有資産プロジェクトチームにおいて、連光寺実験林 (東京都多摩市) については、地元自治体の要望を調査し、不要財産調査票(案)の作成を行った。また、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、不要財産調査票を含む当該資産の資料を財務省に提出した。

平成 27 年度は保有資産検討委員会の検討結果により、連光寺実験林 (東京都多摩市) については、地元自治体 (東京都・多摩市) の要望を調査し、不要財産調査票(案)の作成を行った。また、島津実験林 (京都市伏見区) 及び宇治見実験林 (京都市伏見区) については、財務省理財局に説明を行った後、京都財務事務所及び隣接地権者と所要の調整を行った。

森林整備センターにおいては、保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有資産の必要性等について検討し次の措置等を行った。

① 保有する職員宿舍のうち、成宗分室 (杉並区) 及び職員共同住宅 (盛岡市) については、平成 23 年度末に国への返納 (現物納付) 措置を行った。

② 奈良水源林整備事務所 (奈良市) については、組織等に係る見直しを総合的に検討した上で同事務所の耐震補強工事を行い継続使用することとした。

③ 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫 (福島市) については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果の検討を行い、除染後の現地状況等を踏まえ、国への返納 (現物納付) の検討を行った。

(3) 職員の資質向上

職員の資質向上に資する学位取得については、未取得者には社会人学生の制度を利用を推奨するなどにより、その取得の促進に努めた。また、独法化後、研究職員の新規採用は学位取得を条件としていることもあり、学位の取得率は前中期目標期間終了時の 74 % から 81 % に上昇した。今後は、若手研究者の育成のためテニユア制度を活用した任期付研究員による学位取得についても促進に努める。

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても中堅研究職員研修・所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。不正経理事案及び研究不正が発生することのないよう、全職員を対象にコンプライアンス研修及び e-learning を実施した。

語学研修については、年度によって受講者数が異なるものの、本所、支所合計で 20 ~ 50 名が受講した。本所では、国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、プレゼンテーションスキル及び討論・議事進行能力の向上研修も実施した。

海外留学については、外国機関及び(独)日本学術振興会の経費保証による研究員派遣、外国の受入機関からの経費保証によるオールギャランティ研究員としての派遣、在外研究員制度等を活用した派遣、OECD「国際共同研究プログラム」による派遣等、様々な機会を活用し若手研究員を海外研究機関へ派遣した (H23 年度 5 名、24 年度 3 名、25 年度 1 名、26 年度 1 名、27 年度 1 名)。

また、研究職員のキャリアアップ及び研究活動の啓発、研究開発力の強化を目的とする国立大学法人との人事交流として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科へ職員を派遣した。

研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることにより、職員の資質の向上を図った。

森林保険業務部門においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」(平成 27 年 4 月 1 日付け) を制定するとともに職員の研修計画を作成の上、外部有識者等を講師とした研修を実施することで、保険業務に係る専門的知識の習得等を図った。

公共事業部門 (森林整備センター) においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本的考え方」(平成 27 年 1 月策定) に基づき、官庁等が主催する公会計監査機関意見交換会や官庁契約・公共工事と会計検査講習会などの外部講習会等に職員を参

加させ資質の向上を図った。

研究所の職員として法令を遵守した行動を意識づけるため、外部委員も入ったコンプライアンス委員会を開催し、年間目標に対する実行状況への意見と次期の年度計画に対する意見を受けた。

不正経理事案発生の受け、その再発防止に資するため、平成 27 年 4 月から専門部署としてコンプライアンス推進室を新設し、更なる取組の強化を図っている。

森林保険センターでは、平成 27 年 5 月 29 日付けで策定した「森林総合研究所森林保険センターコンプライアンス行動規範」に基づき全職員を対象に研修を実施し、コンプライアンスの意識向上及び行動規範の実践がなされるよう取り組んだ。

平成 28 年 2 月に全役職員を対象に行動規範に沿ったコンプライアンス研修等の取組の成果等について自己診断を実施し、3 月 17 日に開催した外部有識者を含む森林保険センターコンプライアンス推進委員会において、取組状況、自己診断結果等の点検及び評価を踏まえ、次年度のコンプライアンス推進活動の重点取組方針へ反映させた。

森林整備センターにおいては、外部有識者を含めたセンターコンプライアンス推進委員会を毎年 3 月に開催して、当年度の活動状況を点検・評価し、取組の総括を行った上で、翌年度の取組方針・計画を審議・決定することにより役職員の法令遵守等を推進した。

具体的には、独自に制定している「緑の行動規範」を必要に応じ見直しながら、これを基に役職員に対し各種会議・研修等を利用してコンプライアンスの周知徹底を図るとともに毎月役職員向けに発行するメールマガジンに新聞等に掲載されたコンプライアンス違反事例を取り上げ注意喚起を行い、これを基に職場内ディスカッションを行うなど意識の向上に努めた。

また、毎年、コンプライアンス推進月間を設け、その時々テーマ（著作権、風通しの良い職場づくり等）を基に各職場毎に取組を行い、評価等を行った。

そして、中期目標期間中の各年度末には緑の行動規範 10 原則を基にした「コンプライアンス自己診断」を実施し、「緑の行動規範」の浸透・定着状況を確認するとともに、診断の分析結果は「センターコンプライアンス推進委員会」に報告し、次年度の取組方針に活用した。

男女共同参画事業として以下の取組を行った。

- ①エンカレッジ推進セミナーを開催（23～27 年度）したほか、男女共同参画週間、職員研修、研究所会議などの機会を利用して、男女共同参画の情報提供と意識啓発に努めた。
- ②ロールモデルセミナー等の開催（25 年度 1 回、26 年度 3 回）、キャリアカウンセリング（23～27 年度）の実施により、職員の業務効率化とキャリア形成支援に努めた。
- ③妊娠・出産に関する情報提供を目的として、産休・育休中の代替要員制度の再周知、マタニティハラスメントへの注意喚起、妊娠育児中の部下がいる上司のためのガイドブックの刊行・配布（25 年度）を行い、意識啓発と情報共有を図った。
- ④男性の育児参加を促進させる目的で、男性職員の育児体験談のホームページ掲載（24～25 年度全 22 回）、森の子育て座談会を開催（27 年度）し、意識啓発と情報共有を図った。
- ⑤介護に関する情報提供を目的として、介護セミナーの開催（24 年度、27 年度）、介護のためのガイドブックの刊行・配布（27 年度）、介護体験談のホームページ掲載（27 年度 2 回）を行い、意識啓発と情報共有を図った。
- ⑥一時預かり保育室運営、家族責任を持つ研究者への研究支援の実施、育児・介護のガイドブック刊行、男女共同参画室ホームページでの情報発信を行い、仕事と家族責任を両立しやすい職場環境作りに努めた。
- ⑦外部機関主催のシンポジウム、つくば市主催のシンポジウム等で当所の取組を紹介し、成果を外部に発信した。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

試験林については、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容等を一望できるデータベースを毎年度更新した。

施設整備・運営委員会及び減損審査委員会等において、使用しない保有資産の処分の検討を進めた。また、連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当所での保有資産検討プロジェクトチームにおいて検討し計画的に進めている。

研究職員の資質向上に向けて博士の学位取得を奨励した結果、学位の取得率は約 81 %に上昇した。また、担当者を積極的に各種講習会等に参加させ、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。

職員の法令遵守に資するため、コンプライアンス研修等の取組を実施し、職員への周知徹底を図った。また、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーの開催や、一時預かり保育所の運営などに努めた。

以上のように、資源の効率的利用や充実・高度化を進め、目標を達成したと判断し、「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

B

(見込評価)

<評定に至った理由>

- ・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置したことについては評価できる。
- ・森林整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了に伴い中期計画に沿って廃止しており、保有資産につ

- いては、保有資産検討プロジェクトチームにおいて保有の必要性を判断し、国庫納付を進めている。
- ・組織等検討プロジェクトチームにおいて経費の削減及び事務・事業の効率化の観点から検討を行い、組織等に係る見直しが検討されている。
 - ・保有資産については、本所において保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有の必要性について不断の見直しを行い、今般、2資産について国庫返納のための手続きを開始したことは評価できる。
 - ・施設・整備等の点検・保守業務について外部委託を進めるとともに、本所の管理業務については官民競争入札制度に基づく企画競争（4者応札）実施するなど契約の適正化を図っていることは評価できる。
 - ・研究施設・設備・機器については、共同研究において民間企業の大型製造施設や実用化のためのノウハウと、研究所の豊富な分析機器や性能評価についてのノウハウとの効率的な活用を図っていることについて評価できる。
 - ・研究職員の学位取得について、前中期計画終了時の71%から80%に上昇したこと、また、語学研修や海外留学などにより職員の資質向上に努めたことは評価できる。
 - ・コンプライアンス研修等の取組を実施し、法令遵守について職員へ周知徹底を図ったこと、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めたことは評価できる。

<今後の課題>

- ・森林保険業務が移管されてさらに業務が多様化したこと等を踏まえ、今後の効果的・効率的な法人運営のあり方を検討する必要がある。
- ・保有資産については、引き続き点検を行うとともに、書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果や福島市の除染実施方針を踏まえ、引き続き国への返納措置の検討を行う必要がある。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・研修受講者数は増えているものの、免許・資格取得者数は減少している。

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

(1) 組織等

- ・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置し、さらに職員の資質向上を目的とした研修等に取り組んだ。
- ・森林整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了に伴い中期計画に沿って廃止しており、保有資産については、保有資産検討プロジェクトチームにおいて保有の必要性を判断し、国庫納付を進めた。
- ・組織等検討プロジェクトチームにおいて経費の削減及び事務・事業の効率化の観点から検討を行い、組織等に係る見直しが検討された。

(2) 保有資産

- ・保有資産については、本所において保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有の必要性について不断の見直しを行い、今般、2資産について国庫返納のための手続きを進めた。
- ・施設・整備等の点検・保守業務について外部委託を進めるとともに、本所の管理業務については官民競争入札制度に基づく企画競争（4者応札）実施するなど契約の適正化を図った。
- ・研究施設・設備・機器については、共同研究において民間企業の大型製造施設や実用化のためのノウハウと、研究所の豊富な分析機器や性能評価についてのノウハウとの効率的な活用を図った。
- ・研究職員の学位取得について、前中期計画終了時の71%から81%に上昇したこと、また、語学研修や海外留学などにより職員の資質向上に努めた。
- ・コンプライアンス研修等の取組を実施し、法令遵守について職員へ周知徹底を図ったこと、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めた。

以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
競争性のない随意契約の件数と金額 (千円)	件数：217 金額：1,225,425 (見直し計画)		件数：57 金額：372,596	件数：60 金額：216,584	件数：68 金額：213,473	件数：68 金額：198,304	件数：139 金額：432,105	
一者応札・応募となった契約の件数と金額 (千円)	縮減に努める	件数：121 金額：1,228,236 (平成 22 年度)	件数：142 金額：951,034	件数：84 金額：2,102,392	件数：86 金額：914,215	件数：77 金額：753,631	件数：116 金額：1,142,696	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。 この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。
中長期計画	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (調達等合理化) (1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達 研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。

① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進した。

② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続の簡素化と納期の短縮等を図った。
特に、単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して契約に要する事務を2週間程度短縮するなど調達手続の簡素化と納期の短縮を図った。

(2) 業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し

業務運営に係る物品・役務等の調達について①～③の取組を実施することで効率的な調達を実施した。

① 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進

本所と支所等、本所と育種センター、北海道支所と北海道育種場、東北支所と東北育種場、九州支所と九州育種場、森林整備センターと森林保険センターにおいて共同調達を実施し、調達手続に要する事務の軽減を図った。

② 複数年契約の推進。

施設の保守、自動車借り上げ、複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより調達手続きに要する事務の軽減を図った。

③ 調達見通しを作成しホームページで公表

建設工事等、測量・建設コンサルタント等業務関係、物品等の発注見通しをホームページで公表した。

(3) 一者応札・応募の改善

① 入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施

入札審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後審査を実施した。

② 調達見通しを作成しホームページで公表

建設工事、測量・建設コンサルタント、物品等の発注見通しをホームページで公表した。

③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施

一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円を超える、物品の購入160万円を超える、役務100万円を超える）については、法人内に設置している契約監視委員会（外部委員2名、監事2名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成26年12月19日に調査委員会による原因説明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」における再発防止策について、①～③を中心にその措置を継続した。

① 対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期すこととした。

監事意見等：期中の監事の業務監査において、再発防止策について引き続き対応するよう指摘を受け、必要な対応策を実施している。

② 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施した。

③ 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知した。

（「随意契約の見直し計画」の実施状況）

契約状況の点検・見直しについては、総務省行政管理局からの事務連絡（平成21年11月17日）に基づき、競争性のない随意契約の徹底した見直しと一般競争入札等の競争性確保を図るため、外部有識者で構成された契約監視委員会及び主務大臣による点検、見直しの結果に基づいて見直し計画をたて、これを公表しつつ実施しているところである。平成26年度における随意契約は件数、金額ともに随意契約見直し計画を下回った。

競争入札については、平成 20 年度 482 件 162.66 億円であったが、平成 21 年度 371 件 119.18 億円、平成 22 年度 332 件 82.05 億円、平成 23 年度 317 件 51.78 億円、平成 24 年度 214 件 44.29 億円、平成 25 年度 237 件 34.38 億円、平成 26 年度 219 件 16.17 億円と年々大きく減少している。減少の主な要因は、森林農地整備センターで実施している特定地域整備等勘定における特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業の工事・コンサル等契約が事業完了に伴い減少したことなどである。

(密接な関係にあると考えられる法人との契約)

当所の関連公益法人となっていた(社)林木育種協会との契約業務については、業務内容の見直し等を行うとともに広く一般業者に内容を説明することにより、平成 22 年度以降の契約において(社)林木育種協会とは契約がない状況となっている。

さらに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を受け、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 27 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。

(契約情報の公開)

平成 26 年度まで随意契約の見直し計画の実施状況及び契約の実施状況について、本所のホームページにおいて公表した。また、公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づく独立行政法人から公益法人への契約以外の支出について及び契約の実施状況について本所のホームページにおいて公表している。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報については、ホームページで周知を行うとともに、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 27 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。

(民間競争入札の実施)

「公共サービス改革基本方針」(平成 23 年 7 月閣議決定)別表に記載された、(独)森林総合研究所の施設の管理・運営業務については、民間競争入札を実施し、平成 24 年度から 2 年間業務を実施した。平成 25 年度においては、平成 24 年度の実施状況について官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会で審議され、包括的な質、確保すべき水準は達成しているが、実施経費が増加しているとの評価を受けた。その結果を踏まえ、統括責任者は業務責任者が兼務すること、林木育種センターの保安警備業務を包括の範囲から除外すること、業務実施期間を 3 年間として実施することを盛り込んだ実施要項に基づいて実施することについて、官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会です承され平成 26 年度から 3 年間の業務について民間競争入札を実施した。

(入札監視委員会による審査)

試験・研究、林木育種事業に係る施設等工事業務における契約手続の透明性の確保を図るため、本所においては「森林総合研究所本所入札監視委員会」を開催し、入札及び契約手続の運用状況についての調査審議を行った。入札に当たっては、参加条件の拡大、履行期間を見越した早期発注、複数箇所への公告を図り、更に業者が入札情報をどういう方法で入手したか、また、辞退したときの理由を聞き取りするなど改善に努めてきたところであるが、今後も参加資格条件等入札公告の内容を精査するとともに、公告方法等の改善を図り、実質的な競争性が確保できるよう努力することとした。

また、水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続等の透明性の確保を図るため、森林農地整備センターにおいては「森林総合研究所森林農地整備センター入札監視委員会」を開催し、入札及び契約手続の運用状況についての調査審議を行っており、更に農林水産省に設置されている「森林農地整備センター(旧緑資源機構)の入札監視のための委員会」において森林農地整備センターでの入札監視が適正に行われているかの検証がなされた。

委員会の意見等を踏まえ、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務について、一者応札の改善を図る観点から、従来より取り組んでいる入札参加資格要件の緩和や発注時期の集中を回避するための早期発注、RSS システムの活用などを図った。

(参考) RSS システムとは、主に Web サイトの更新情報を配信するための一手法であり、ホームページで公表している入札情報を効率よく閲覧できるシステムである。

なお、森林農地整備センターで実施している特定地域整備等勘定における特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業の工事・コンサル等事業が完了したことから、平成 25 年度末をもって「森林総合研究所森林農地整備センター入札監視委員会」を廃止し、平成 26 年度より入札監視委員会を「森林総合研究所本所入札監視委員会」に一本化した。

(契約監視委員会による審査)

平成 21 年 11 月 30 日制定した「森林総合研究所契約監視委員会設置要領」に基づき設置した本委員会において、平成 23 年度より各年度ごとに 1 回、平成 27 年度までに計 5 回開催し、前年度に締結した随意契約、一般競争入札等のうち、一者応札・応募となった契約及び落札率が高い又は低い契約について審査を行うとともに、前年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・応募となった更新案件について、一件ごとに改善に向けた取組内容等を整理し、報告及び事後点検を受けた。委員からは、入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札しなかった業者へのアンケート調査を継

続し、その結果を踏まえた入札方法の改善になお一層努めること、一者応札・応募等事案の取組では顕著な改善が見られるが、今後も引き続き継続し競争性の確保に努めること、総務省が示した具体的なケースを踏まえ随意契約せざるを得ないと判断される場合は、積極的に随意契約とする取組を推進すること、等の指摘を受けた。

今後も委員会における点検結果及びこれら指摘を踏まえ、適時・適切に改善策を講ずることとする。

(監事及び会計監査人による入札・契約事務のチェック)

監事は、本所、森林保険センター及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監事監査において、入札・契約事務が適正に実施されているかどうかの監査を実施した。また、監事は契約監視委員会の委員として入札・契約事務のチェックを行った。

会計監査人においては、本所及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監査の際、入札・契約事務に係る内部統制の運用状況について監査を実施した。

(監事及び会計監査人との連携強化)

監事及び会計監査人との連携強化については、各年度において、監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況、結果報告及び決算監査における取りまとめ報告など、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、会計監査や独立行政法人改革のポイント、会計基準改訂の方向性等監査に関する情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。

(監査従事職員の外部研修への参加)

監査従事職員の資質向上については、各年度において、会計検査院、総務省、監査法人、財団法人、コンサルタント会社が主催するセミナーや講習会に出席させ、その機能の強化を図った。

自己評価

評価

B

<評価と根拠>

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を実施した。また、契約の適正な事務の執行について外部有識者を含む委員会のチェックを受けた。さらに、監事及び会計監査人との連携強化等により監査機能の強化に努めている。

以上のように、契約の点検及び見直しについて、着実に成果を上げていることを判断して、「B」と評価した

<課題と対応>

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(総務大臣決定平成27年5月25日)に基づき調達等の合理化をさらに進める必要がある。

主務大臣による評価

(見込評価)

評価

B

<評価に至った理由>

- ・随意契約については件数・金額ともに見直し計画を下回ったことは評価できる。
- ・入札・契約事務については、外部有識者を含めた委員会による審査や監事及び会計監査人によるチェックを受け、適正な執行に努めたことは評価できる。
- ・監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図ったことは評価できる。
- ・水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続き等の透明性の確保を図るため、入札監視委員会を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行うなど、適正に実施されており評価できる。

<今後の課題>

- ・「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、研究開発業務においては、契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める必要がある。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・競争性のない随意契約も1者応札契約も件数、金額ともに大幅に減ってきている。1者応札については、仕様書や公告期間の見直し等により更なる削減を目指すことが望まれる。

(期間実績評価)

評価

B

<評価に至った理由>

- ・調達等合理化計画を策定し、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底のために掲げた取組をすべて実行した。

- ・入札・契約事務については、外部有識者を含めた委員会による審査や監事及び会計監査人によるチェックを受け、適正な執行に努めた。
 - ・監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図った。
 - ・水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続き等の透明性の確保を図るため、入札監視委員会を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行うなど、適正に実施された。
- 以上のように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報